

## 柏原市家庭的保育事業等認可要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第34条の15第2項に定める家庭的保育事業等を行おうとする者に対し、その認可の申請及び各種届出の手続き並びに認可にあたっての基準について、必要な事項を定める。

### (認可の申請)

第2条 法第34条の15第2項の規定による家庭的保育事業等の認可の申請については、家庭的保育事業等認可申請書(様式第1号)により行うものとする。  
2 市長は、前項に規定する申請を受け、認可の可否を決定したときは、家庭的保育事業等認可可否決定通知書(様式第2号)により当該申請をした者に通知するものとする。

### (認可の基準)

第3条 前条の認可の申請にあたっては、柏原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年柏原市条例第25号)、法その他関係法令に定めるもののほか、次条から第10条までに掲げる基準を満たすものとする。

### (食事の提供の特例)

第4条 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号。以下「省令」という。)第16条第1項の規定により、搬入施設において調理し家庭的保育事業所等に搬入する方法により食事を提供するときは、「保育所における食事の提供について」(平成22年6月1日雇児発0601第4号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)のⅡの1から4までに定める留意事項を遵守するものとする。

### (開所日数及び開所時間)

第5条 家庭的保育事業等を行うに当たっては、1年の開所日数は日曜日及び国民の祝日を除いた日を原則とし、1日の開所時間は11時間を原則とする。

### (職員)

第6条 省令第29条第2項及び第44条第2項の合計数を算定するにあたっては、同項各号に規定する方法により乳幼児の区分ごとに算定した数(10分の1未満の端数が生じたときは、これを切り捨てて得た数)を合算した数(1未満の端数が生じたときは、これを四捨五入して得た数)とする。  
2 省令第29条第2項及び第44条第2項に規定する保育士の数に短時間勤務の職員を充てる場合は、「保育所における短時間勤務の保育士の導入について」

(平成10年2月18日児発第85号厚生省児童家庭局長通知)に掲げる要件を満たすこととし、保育士の数の算定に当たっては、短時間勤務の職員の1か月の勤務時間数の合計を常勤職員の1か月の勤務時間数で割った数(1未満の端数が生じたときは、これを四捨五入して得た数。)に換算して、保育士の数の対象となる常勤職員の数に加え、保育士の数とする。

- 3 前2項の規定は、省令第31条第2項及び第47条第2項について準用する。この場合において、前2項中「保育士の数」とあるのは「保育従事者の数」とする。

#### (設備の基準)

第7条 家庭的保育事業、小規模保育事業又は小規模型事業所内保育事業を行う者は、省令で規定する設備のほか、事業所内に幼児が手洗いできる設備及び乳幼児が沐浴できる設備を設置するように努め、設置したときは調理設備と区画するものとする。

- 2 省令第43条第1項で規定する乳児室及びほふく室の面積の算定に当たっては、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令について」の留意事項について(平成23年10月28日雇児発1028第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知)を踏まえるものとする。

#### (屋外遊戯場)

第8条 省令第22条第1項第5号、第28条第1項第4号及び第43条第1項第5号で規定する屋外遊戯場等について、次に掲げる要件を満たすときは、屋上又は公園等の代替地に屋外遊戯場等を設けることができる。

- (1) 屋上に屋外遊戯場等を設けるときは、「児童福祉施設最低基準の一部改正について」(平成14年12月25日雇児発第1225008号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)の第2の5に掲げる要件を満たすこと。
- (2) 公園等の代替地に屋外遊戯場等を設けるときは、「待機児童解消に向けた児童福祉施設最低基準に係る留意事項等について」(平成13年3月30日雇児保第11号厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知)の1の(2)に掲げる要件を満たすこと。

#### (社会福祉法人又は学校法人による認可申請)

第9条 社会福祉法人又は学校法人が家庭的保育事業等の認可申請を行うにあたっては、「家庭的保育事業等の認可等について」(平成26年12月12日雇児発1212第6号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知。以下「通知」という。)の第1の3の(2)に掲げる基準を満たすものとする。

- 2 社会福祉法人が小規模保育事業の認可申請を行うにあたっては、「社会福祉法人が営む小規模保育事業の土地、建物の所有について」(平成26年12月12

日雇児保発1212第2号・社援基発1212第3号厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長、社会・援護局福祉基盤課長連名通知)に従うものとする。

(社会福祉法人又は学校法人以外の者による認可申請)

第10条 社会福祉法人又は学校法人以外の者が家庭的保育事業等の認可申請を行うに当たっては、通知の第1の3の(3)に掲げる基準を満たすものとする。なお、通知の第1の3の(3)のアの基準において、「事業規模に応じた、必要な経済的基礎がある」場合とは、次の各号のいずれも満たす場合とする。

- (1) 家庭的保育事業等を行うために必要な土地又は建物について、貸与を受ける場合は、安定的な事業の継続性の確保が図られると判断できる土地又は建物であり、賃借料が地域の水準に照らして適正な額以下であること。
- (2) 賃借料の財源について、安定的に賃借料を得る財源が確保されていること。また、これとは別に、当面の支払いに充てるための1年間の賃借料に相当する額と家庭的保育事業等の年間事業費の12分の1以上に相当する額の合計額の資金を安全性がありかつ換金性の高い形態(普通預金、定期預金、国債等)により保有していること。
- (3) 賃借料及びその財源が収支予算書に適正に計上されていること。

(廃止・休止の申請)

第11条 法第34条の15第7項の規定による家庭的保育事業等の廃止又は休止の承認の申請は、家庭的保育事業等(廃止・休止)申請書(様式第3号)により行うものとする。

2 市長は、前項に規定する申請を受け、家庭的保育事業等の廃止又は休止の承認の可否を決定したときは、家庭的保育事業等(廃止・休止)承認可否決定通知書(様式第4号)により当該申請をした者に通知するものとする。

(変更の届出)

第12条 児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号)第36条の36第3項又は第4項の規定による変更の届出は、家庭的保育事業等変更届出書(様式第5号)により行うものとする。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。